

# 少年愛護パトロール員とは？



## 誰がなるの？

各校区青少年育成団体（青育連）代表者から推薦をいただき、校区ごとに原則2名、それぞれの地域にお住いの方に早良区長が委嘱しています。

## 目的は？

地域における青少年の生活状況を把握するとともに、青少年にとって有害な環境、その他健全な育成を阻害する諸問題を早期に発見し、関係団体や区役所とともに必要な対策を進めることを目的としています。

## 任期は？

原則、委嘱の日から、翌年度末までの約2年間です。  
(任期途中でパトロール員が交代された場合は、前任者の残任期間)



## 具体的にどんなことをするの？

### (1) パトロール

居住する校区を月1回以上巡回（パトロール）し、青少年の生活状況の把握、青少年に有害な環境などの問題について、所定の様式により報告してください。

なお、報告書は区役所のほか情報共有のため、校区の青育連会長にも提出して下さい。

### (2) その他の情報提供

パトロール以外にも、青少年の非行防止・健全育成に関する意見、要望、その他参考になることがありましたら、その都度連絡してください。

### (3) 研修

任期中に、パトロール員の交流や少年非行に関することなどについて研修を行っています。